

篠木小学校いじめ防止基本方針

滝沢市立篠木小学校

I いじめの防止等のための対策に関する基本的な考え方

1 いじめの問題に対する基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、不登校や自殺などを引き起こす背景ともなる深刻な問題である。また、最近のインターネットを介した、いわゆる「ネット上のいじめ」は、いじめを一層複雑化、潜在化させている。

いじめの問題は、学校が一丸となって組織的に取り組むことを第一義とし、家庭、地域および関係機関等の協力を得ながら、社会総がかりで対峙することが必要である。また、いじめの問題の解決には、児童生徒にいじめを絶対に許さないという意識と態度を育てることが大切である。

こうした中、本校は、学校教育目標に掲げる「明るく、思いやりのある子ども」を育てることにより、いじめを生まない環境を築くとともに、すべての児童が生き生きとした学校生活を送ることができるよう教育活動を推進する。そのために、校長のリーダーシップのもと、全教職員がいじめの問題に対する感性を高め、組織的にいじめの未然防止、早期発見・早期対応に取り組む。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

【法第2条】

3 いじめの基本認識

- (1) いじめは人権侵害であり、いかなる理由があっても許される行為ではない。
- (2) いじめは人間関係のトラブルを機序としているため、いじめられた側及びいじめた側の両方の児童生徒、並びにそれを取り巻く集団等に対し、適切な指導と支援が必要である。
- (3) いじめは教師の児童生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- (4) いじめは家庭教育の在り方に大きなかかわりをもっている。
- (5) いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。
- (6) いじめはその行為の様態により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触することがある。

いじめの様態

【物理的な攻撃】

- ・ ぶつかられたり、遊びのふりをして叩かれたり、けられたりする。
- ・ 金品をたかられる。
- ・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。

【心理的な攻撃】

- ・ 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ・ 悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・ パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる。

Ⅱ いじめの未然防止のための取組

1 教職員による指導について

- (1) 生徒指導の機能を生かした望ましい人間関係の構築に努める。
 - ・ 子ども一人ひとりを大切にしたい学級経営、活力のある学年経営を行い、自己決定の場、認め合いの場を設定するなど存在感がもてるような授業展開を工夫する。
- (2) 一人ひとりの児童の理解に努め、教師と児童・児童間のふれあいを大切にする。
- (3) 児童一人ひとりに愛情と誠意をもって、全職員が接する。
- (4) 充実した学校生活、社会生活、家庭生活が送れるよう、教育相談を取り入れながら指導・援助する。
- (5) 生徒指導上の諸問題に対しては、各学年の状況を生徒指導主事がまとめ、職員会議等で共通理解を図る。
- (6) 教職員の不適切な認識や言動がいじめの発生を許し、いじめの深刻化を招きうることに注意する。特に教職員の暴力行為やことばによる過度な叱責についても、いじめの遠因となりうるものであることから、体罰禁止の徹底を図る。

2 児童に培う力とその取組

- (1) 自分も他人も共にかけがえない命を与えられ、生きていることを理解し、他者に対して温かい態度で接することができる思いやりの心を育む。
- (2) 学級活動や児童会活動などの場を活用して、児童自身がいじめの問題の解決に向けてどう関わったらよいかを考え、主体的に取り組もうとする力を育む。
- (3) 学級の諸問題について話し合っ解決する活動を通し、望ましい人間関係や社会参画の態度を育てるとともに、違いや多様性を超えて合意形成をする言語能力の育成を図る。
- (4) 「心とからだの健康観察」を活用した心のサポート授業等をおして、児童一人ひとりのセルフケアやストレスマネジメントの力を高める。
- (5) すべてのいじめに対して「人間として絶対に許されない行為である」という正義の心を育み、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培う。

3 いじめ防止等の対策のための組織

本校は、生徒指導上の諸問題の解決やいじめ防止等を実効的に行うため、次の機能を担う「生徒指導・いじめ防止対策委員会」を設置する。

- (1) 構成員
 - ・ 校長、副校長、教務主任、生徒指導主事、学年主任、教育相談担当教諭、養護教諭 等
その他、事案に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等外部専門家を構成員とする。
- (2) 取組内容
 - ・ いじめ防止基本方針の策定、年間指導計画の作成（資料参照）
 - ・ いじめに関わる研修会の企画立案
 - ・ いじめの未然防止、早期発見の取組
 - ・ アンケート及び教育相談の実施と結果報告

①各学年からの報告を受け、校長が中心となり指導レベルA～Dを判断する。判断基準：市統一

A子ども同士での解決が見込まれ、教師が見守る姿勢で対処するレベル

B教師が介入し、当事者への指導によって解決が図られるレベル

C教師の指導後にも十分な配慮を要し、さらに継続的な介入、指導が求められるレベル

D行為が悪質であり、重大事案となりうるレベル

②C、Dについての対応方針を決める。判断後の対応は後述されたマニュアル参照

- ・ いじめ防止に関わる児童の主体的な活動の推進
- ・ 児童の行動様式等についての取組の共通理解と推進
- ・ 生徒指導に関わる諸問題や対応策についての確認と共通理解、記録の作成及び保存

(3) 開催時期

- ・ 月1回の分掌部会または職員会議時を定例会とし、いじめ事案等の発生時は、緊急開催とし、事態収束まで随時開催とする。

4 家庭・地域との連携

- (1) P T Aの各種会議、地区懇談会等の席上で、いじめ防止の取組について説明を行い、協力を呼びかける。
- (2) 授業参観において、保護者や地域住民に道徳の授業公開を行い、家庭・地域と連携し、児童の思いやりの気持ちや感謝の心を育む。

5 教職員研修

いじめの防止や生徒指導に関わる諸問題の解決に関する校内研修会を年間計画に位置付けて実施し、教職員の資質向上を図る。

- (1) いじめ問題や生徒指導上の諸問題に関わる校内研修会 年2回（7月，12月）
- (2) 課題に即応した適時性のある校内研修会 随時

Ⅲ いじめの早期発見のための取組

1 いじめの早期発見のために

- (1) 日常観察により些細な変化を見逃さない。（表情，行動の変化等）
- (2) 相談しやすいような教職員と児童・保護者との信頼関係を築く。
- (3) 授業中以外の休み時間，放課後等の児童の様子に目を配る。
- (4) 教職員間の情報交換・情報共有をしながら発見に努める。

2 いじめアンケート及び教育相談の実施

いじめの早期発見のために，児童や保護者からの情報収集を定期的に行う。

- (1) 児童を対象としたアンケート調査 年2回（6月，11月）
- (2) 保護者を対象としたアンケート調査 年1回（11月）
- (3) 教育相談を通じた児童からの聞き取り調査 随時 S C 来校時等

3 相談窓口の紹介

本校におけるいじめの相談窓口を次のとおりとする。相談を受けた場合の対応については，関係教職員間で迅速に情報共有し，適切な対応を行うが，対応については，細心の注意を払うこととする。

いじめの相談窓口

- ・ 日常のいじめ相談（児童及び保護者）・・・・・・ 全教職員が対応
- ・ スクールカウンセラーの活用・・・・・・ 教育相談担当
- ・ 地域からのいじめ相談窓口・・・・・・ 副校長
- ・ インターネットを通じて行われるいじめ相談・・・・ 学校または警察など
- ※ すこやかテレフォン たきざわ（滝沢市教委）・・・・ 019-687-3866
- ※ 24時間いじめ相談電話（県教委）・・・・・・ 019-623-7830

Ⅳ いじめの問題に対する早期対応

1 いじめに対する措置の基本的な考え方

- (1) いじめを発見したり、通報を受けたりしたときは、特定の教職員が抱え込むことなく、速やかに組織的な対応をする。
- (2) いじめられている児童及びいじめを知らせた児童の身の安全を最優先に考えるとともに、いじめられている側の児童には、教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導にあたる。
- (3) いじめの問題の解決にあたっては、謝罪や責任を問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、児童の人格の成長に主眼を置いた指導をすることを大切にする。
- (4) 教職員全員の共通理解のもと、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し、対応にあたる。

2 いじめの発見・通報を受けたときの対応

- (1) いじめの発見
 - ・ その場でいじめの行為を止めさせ、事実関係を明らかにする。
- (2) いじめの通報の受理
 - ・ 速やかに「生徒指導委員会」を開催し、校長以下すべての教員の共通理解のもと、役割分担をして問題の解決にあたる。
- (3) 対応の判断
 - ・ いじめの事案について、生徒指導の範疇で対応する事案であるか、滝沢市教育委員会及び所轄警察署への通報を要する事案であるかを適切に判断する。
- (4) いじめの事実確認
 - ・ いじめられている児童や保護者の立場に立ち、関係者からの情報収集を綿密に行い、事実確認をする。
- (5) いじめを受けた児童及び保護者への支援
 - ・ いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発防止に向け、いじめを受けた児童及びその保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- (6) いじめを受けた児童の安全確保
 - ・ いじめを受けた児童が学校生活に不安を抱えている場合、複数の教職員で見守りを行うなど、いじめられた児童の安全を確保する。
 - ・ いじめられた児童が安心して教育を受けるために必要があると認められるときは、保護者と連携をとりながら、一定期間、別室等において学習を行わせる措置を講じる。
- (7) いじめを受けた児童の心のケア
 - ・ いじめを受けた児童の心を癒すために、また、いじめを行った児童が適切な指導を受け、学校生活に適応していくために、スクールカウンセラーや養護教諭と連携を図りながら、指導を行う。
- (8) いじめを行った児童の懲戒
 - ・ 教育上必要があると認めるときは、学校教育法施行規則第 26 条に基づき、適切に、児童に懲戒を加える。

3 いじめが起きた集団への対応

- (1) いじめを見ていた児童に対して自分の問題として捉えさせる。
- (2) 学級等該当集団で話し合いを行うなどして、いじめは絶対許されない行為であり、当該集団から根絶しようという態度を行き渡らせる。
- (3) 全ての児童が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような

集団づくりを進めるよう、教職員全体で支援する。

4 警察との連携

犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、滝沢市教育委員会及び所轄警察署と連携して対処する。

5 ネットいじめへの対応

- (1) インターネット等を通じて行われるいじめを発見したり、通報を受けたりした場合は、「生徒指導委員会」で情報を共有するとともに、被害の拡大を避けるため、滝沢市教育委員会と連携し、プロバイダなどに情報の削除を求める。
- (2) 児童の生命、身体または財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切な援助を求める。
- (3) インターネットへの利用環境について、パソコン、携帯電話やスマートフォン等が大部分であることから、家庭の協力を得る。

V 重大事態への対処

1 重大事態とは

- (1) いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- (2) いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。【法第 28 条①】

※いじめの重大事態の調査に関するガイドラインチェックリスト（R6.8.30 付、6 文科初第 1137 号参照）を活用し、いじめ重大事態に対し平時から備える。

2 重大事態の報告

- (1) 学校は、重大事態が発生した場合、速やかに学校の設置者である滝沢市教育委員会に報告する。
- (2) 児童からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、重大事態が発生したものとして対処する。

3 重大事態の調査

■学校が調査主体となる場合

設置者の指導・支援のもと、以下のとおり対応する。

- (1) 重大事態に係る事実関係を明確にするための調査については、本校の「生徒指導委員会」が中心となり、全職員体制で速やかに行う。
- (2) 調査の際には、重大事態の性質に応じて、適切な専門家を加えるとともに、いじめ事案の関係者と直接の人間関係または特別の利害関係を有しない第三者の参加を図り、調査の公平性・中立性を確保する。
- (3) 調査においては、いじめの事実関係を可能な限り網羅し、明確にする。特に客観的な事実関係を速やかに調査する。
- (4) 調査結果を学校設置者に報告する。
- (5) いじめを受けた児童及びその保護者に対し、調査によって明らかとなった事実関係について、経過報告を含め、適時・適切な方法により情報提供する。

※ 関係者の個人情報に配慮する。

- (6) いじめを受けた児童及びその保護者の意向を配慮したうえで、保護者説明会等により、適時・適切にすべての保護者に説明するとともに、解決に向けて協力を依頼する。
- (7) 「生徒指導・いじめ防止対策委員会」で再発防止策をまとめ、学校をあげて取り組む。

■学校の設置者（滝沢市教育委員会）

設置者の指示のもと、資料提出など、調査に協力する。

VI 学校評価

いじめの把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価の項目に加え、適切に自校の取組を評価する。

- いじめの未然防止にかかわる取組に関すること
- いじめの早期発見にかかわる取組に関すること

VII その他

1 校務の効率化

教職員が児童と向き合い、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるようにするため、校務分掌を適正化し、組織体制を整えるなど、校務の効率化を図る。

2 地域や家庭との連携について

いじめ防止等に関わる方針及び取組について、保護者及び地域に公開し、理解と協力を得る。
また、より多くの大人が児童の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築する。

令和4年3月10日改定

令和5年5月16日改定

令和7年4月 1日改訂

〔資 料〕 いじめ未然防止のための年間指導計画

学期	月	時間・指導	内 容	対 象
1 学期	4	職員会議 学活 P T A総会 家庭 会議	学校いじめ防止基本方針の確認 担任の話（いじめは許さない） 「いじめ」に対する基本方針の説明 学級・学年通信で発信 校内特別支援研修会①	職員 児童 保護者 保護者 職員
	5	児童会	青空集会	児童
	6	学活 家庭地域 委員会	いじめアンケート① 地区懇談会 人権の花運動	児童 保護者・地域住民 児童
	7	児童会 帰りの会 校内研	ケータイスマホ安全教室 学校生活の振り返り① いじめに関わる校内研修会	児童 児童 職員
2 学期	8	職員会議	いじめアンケート集計結果報告	職員
	9	学活 学活	心とからだの健康観察 いじめアンケート②	児童 児童
	10	学活 道徳	青空集会 道徳授業参観日	児童 児童・保護者
	11	児童会 学活、家庭 会議 校内研	いじめについての取り組み いじめアンケート（滝沢市） 校内いじめ防止対策委員会 校内特別支援研修会	児童 児童・保護者 職員 職員
	12	帰りの会 会議 職員会議	学校生活の振り返り いじめに関わる校内研修会② いじめアンケート集計結果報告	児童 職員 職員
3 学期	1	児童会 家庭	青空集会 学校評価アンケート	児童 保護者
	2	児童会 学活・体育	6年生を送る会 命と体を大切にしよう（保健）	児童 児童
	3	児童会	5年生対象縦割り掃除リーダー指導	児童
年間		毎月 11 日 職員会議後 毎週月 道徳	安全・安心・心の日 生徒指導・いじめ対策防止委員会 スクールカウンセラーによる教育相談 重点項目「生命尊重」	全校 職員 児童・保護者 児童